

平成23年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成23年6月9日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(10名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(1名)

9番 木本眞次

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	木村勝彦	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	原宗男
税務課長	和田精之	税務課企画員	平田敏隆

税務課企画員	谷本芳朋	産業建設課長	脇田英男
産業建設課 企画員	菅谷雄二	産業建設課 企画員	三栖啓功
上下水道課長	植本敏雄	上下水道課 企画員	川口孝志
教育委員会 総務課長	笠松真年	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度上富田町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 報告第 3号 平成22年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 7 報告第 4号 平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算(第4号)
- 日程第 8 報告第 5号 平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
(第2号)
- 日程第 9 報告第 6号 平成22年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第3号)
- 日程第10 報告第 7号 平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第4号)
- 日程第11 報告第 8号 平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算(第2号)
- 日程第12 報告第 9号 平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第2号)
- 日程第13 報告第10号 平成22年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
(第2号)
- 日程第14 報告第11号 平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第2号)
- 日程第15 報告第12号 平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第2号)

- 日程第 1 6 報告第 1 3 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 7 報告第 1 4 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 8 報告第 1 5 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 3 7 号 上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 3 8 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 3 9 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 4 0 号 上富田町小規模多機能施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 3 議案第 4 1 号 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更
に関する協議について
- 日程第 2 4 議案第 4 2 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 6 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について (平成 2 2 年度
繰越第 1 号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化
改修工事)

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成 2 3 年第 2 回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 9 名であります。木本議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 3 年第 2 回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 1 2 番、井濶治君、1 番、山本明生君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 2 0 日までの 1 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は 1 2 日間に決しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（奥田 誠）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成23年3月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しております。

また、3月定例会において全会一致で可決されました「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」については、国の関係機関等に3月17日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、6月9日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成23年第2回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。この地震により、場所によっては波高が10メートル以上、最大潮上高38.9メートルにも上る大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

この震災による死者、行方不明者は5月末時点で約2万4,000人、建物の全壊、半壊が合わせて11万棟以上で、避難者は10万人以上に及んでいます。

また、地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電力を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う原子力事故が発生し、周辺一帯の住民は長期の避難を余儀なくされている状況でございます。

当町では、3月18日、岩手県宮古市に向けて第1次支援物資の搬送を行い、4月3日には、食糧品を中心に第2次支援物資の搬送を行ったところでございます。また、震災発生直後から義援金を募集してまいりました。5月15日現在の義援金総額は1,0

42万736円に達しています。

この義援金につきましては、日本赤十字社東日本大震災義援金に200万円、和歌山県支援対策部に200万円、宮古市に100万円を送金し、支援物資の購入費や搬送経費として85万2,722円を支出してございます。

人的支援といたしましては、4月28日から5月4日まで、岩手県大船渡市において上下水道課職員2名による応急給水支援活動に取り組んでございます。

また、和歌山県と市町村が合同で行いました岩手県山田町への職員派遣にも、5月1日から5月22日までの期間に職員2名が2班に分かれて参加し、避難所の管理運営業務に当たりました。これ以外にも上富田町社会福祉協議会や上富田町職員組合から被災地へのボランティアとして参加している状況にあり、今後、被災地域が早急に復興できることを願っております。

また、明日から社会福祉協議会のボランティアで、役場の職員とか社会福祉協議会の方から行きます。

もう1つ打診されているのは、保健婦も派遣してほしいということで、町は行きますという回答をしておりますので、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

5月22日には第62回全国植樹祭わかやま2011の式典が、天皇后両陛下をお迎えして田辺市新庄総合公園でとり行われました。

町としましては、全国植樹祭の開催記念行事として、町の木、ヤマモモと町の花、桜を上富田スポーツセンターに記念植栽してございます。

今後、全国植樹祭の開催理念等を伝え広げる目的で、各市町村が主体となり、住民参加による森づくりを実施してまいります。

上富田町では、11月に町民の森創造の記念植樹を計画していますので、議員各位におかれましてもご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成22年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

長引く景気低迷や三位一体の改革等の影響のある中、上富田スポーツセンター改修事業、高速道路整備事業等に取り組んでいるところでありますが、財政調整基金、減債基金からの繰り入れをすることなく、今回の補正により財政調整基金へ1億2,302万1,000円を追加し、1億8,755万3,000円を積み立てることができました。

町債の年度末現在高につきましては60億2,853万円で、前年度より5,889万9,000円が減額となります。

なお、一部繰り越す事業がありますが、実質収支額で9,782万円の黒字決算となります。

また、平成22年度の国民健康保険事業会計では、かねてより赤字体制が継続的に続

くものと予想していることを報告してまいりましたが、歳入の確保、歳出の抑制に努めた結果、赤字見込みを解消し、決算額では2,195万3,000円の黒字決算とすることができました。

これにつきましては、医療費が見込み額より小額になったことや、臨時的な財源の確保及び国民健康保険税の現年度分収納率の向上等が主な理由であります。

大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもとに、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著にあらわれたものと評価しているところでございます。

さて、本定例議会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項といたしましては、条例の一部改正が1件、平成22年度一般会計、特別会計補正予算及び繰越明許費繰越計算書が合わせて11件、平成23年度特別会計補正予算が合わせて3件、条例の一部改正3件及び制定が1件、組合規約の変更に関する協議が1件、平成23年度一般会計、特別会計補正予算が合わせて2件、工事請負契約の締結が1件の計23件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

報告第1号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでありまして、3月31日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものであります。

改正の概要は、国民健康保険税の課税限度額の改定でございます。

報告第2号につきましては、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正は、各事業費の精査及び平成22年度の実質収支を見込んだ最終予算で、既定額から1億1,927万2,000円を減額し、予算総額を58億8,261万2,000円と定め、3月31日付で専決処分しましたので、それを報告し、承認を求めるものであります。

報告第3号につきましては、平成22年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

今回、住民生活に光をそそぐ交付金事業、統合保育所建設事業及び上富田中学校整備事業について、年度内に事業が完成しなかったため、平成23年度へ1億3,979万円を繰り越ししましたので、その繰越明許費について報告するものであります。

次に、報告第4号の平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4

号)から報告第12号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)までの特別会計に係る補正予算につきましては、各会計の精査及び平成22年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号から報告第15号につきましては、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業についての補正予算(第1号)であります。

それぞれの会計で、平成22年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補てんしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第37号につきましては、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この改正案につきましては、産業建設課の分掌事務の営繕に関することを総務政策課の分掌事務に移管するとともに、平成23年第1回3月議会定例会で可決していただきました上富田町特別会計条例の一部改正に基づき、産業建設課の分掌事務である砂利採取砕石事業に関する事並びに上下水道課の分掌事務である丹田台共同汚水処理施設に関する事各号を削除するものであります。

議案第38号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この改正案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が4月27日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、附則規定で、東日本大震災に関連する住民税等の特例措置を講じるものであります。

議案第39号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)でございます。

この改正案につきましては、平成23年度国民健康保険税の税率を改定するものであります。医療費が年々増加している中、国民健康保険事業の健全な運営が困難な状況にあり、今回、平均として5.5%の増額改定をお願いするものであります。

議案第40号につきましては、上富田町小規模多機能施設の設置及び管理に関する条例(案)でございます。

この条例につきましては、弱者対策や自立支援に重要な役割を担う地域のコミュニティづくりの拠点施設として小規模多機能施設を設置したく、本条例を制定するものであります。

議案第41号につきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更に関する協議（案）でございます。

この組合規約の変更に関する協議（案）につきましては、組合構成市町の長8名のうち1名が議員、管理者及び副管理者のいずれにも就任していない状況にあり、組合構成市町の長の全員が就任できるよう、組合議会の議員定数を1名増すものであります。

また、任期につきましても、現行では2年となっておりますが、2年の任期満了のたびに臨時議会を招集して改選する必要があり、議員の任期を組合構成市町の長の任期とするものであります。

議案第42号につきましては、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回、既定額に3,783万7,000円を追加し、予算総額を57億6,383万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、東日本大震災の復興支援として560万円、庁舎、下鮎川児童館の耐震診断判定手数料500万円、また、雇用促進住宅購入事業として、平成23年から平成32年までの10年間の債務負担行為で限度額1億100万円とし、本年度分の購入費用1,867万7,000円等を措置してございます。

議案第43号につきましては、平成23年度特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）であります。

今回、既定額に6,000万円を追加し、予算総額を6億6,928万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、高速道路の建設に伴いまして、町内に設置する残土処理場の整備費を措置しています。

議案第44号につきましては、平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事の工事請負費の締結についてであります。

今回、指名競争入札によりまして株式会社堀組と9,145万9,200円で契約の締結をするもので、工事内容につきましては、校舎3棟のうち耐震に問題がある1棟の一部に外づけで鉄骨ブレースによる補強工事を実施するとともに、校舎3棟につきましては老朽化しており、防水及び内外装等の改修工事を同時に実施するものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認をいただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 報告第1号～日程第26 議案第44号

議長（奥田 誠）

この際、日程第4 報告第1号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件から日程第26 議案第44号、工事請負契約の締結について（平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事）の件まで23件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

おはようございます。よろしくお申し上げます。

それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記。

専決第1号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第1号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第1条、上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、平成23年3月31日付で専決処分を行いました。報告し、承認を求めます。よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

第2条及び第23条関係で、国民健康保険税の医療費分に係る課税限度額及び減額後の額につきまして、現行の50万円を51万円に、後期高齢者支援金分につきまして、現行の13万円を14万円に、介護分につきまして、現行の10万円を12万円に改正

するものであります。

参考資料として、2ページから3ページに新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

おはようございます。

報告第2号、第3号についてご説明いたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第2号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第2号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成22年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,927万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,261万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の廃止、変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、1款、町税では、既定額から、今回、4万7,000円を減額し、13億7,264万5,000円と定めています。

2款、地方譲与税では、既定額に59万5,000円を追加、3款、利子割交付金は、既定額に25万3,000円を追加、4款、配当割交付金は、既定額に79万5,000円を追加、5款、株式等譲渡所得割交付金は、既定額に9万1,000円を追加、6款、地方消費税交付金は、既定額に514万8,000円を追加、7款、ゴルフ場利用税交付金は、既定額から1,305万3,000円を減額、8款、自動車取得税交付金は、既定額から318万1,000円を減額、9款、地方特例交付金は、既定額に83万5,000円を追加、10款、地方交付税は、既定額に6,239万9,000円を追加、11款、交通安全対策特別交付金は、既定額から22万3,000円を減額、12款、分担金及び負担金は、既定額から990万8,000円を減額、13款、使用料及び手数料は、既定額から33万1,000円を減額、14款、国庫支出金は既定額から3,184万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

15款、県支出金は、既定額から4,995万3,000円を減額、16款、財産収入は、既定額に2万3,000円を追加、17款、寄付金は、既定額に41万7,000円を追加、18款、繰入金は、既定額から1億414万1,000円を減額、20款、諸収入は、既定額に2,475万4,000円を追加、21款、町債は、既定額から190万円を減額。

歳入合計では、既定額から、今回、1億1,927万2,000円を減額し、58億8,261万2,000円と定めています。

次の6ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましては、1款、議会費では、既定額から274万円を減額し、7,777万7,000円と定めています。

2款、総務費は、既定額に7,716万5,000円を追加、3款、民生費は、既定額から7,338万7,000円を減額、4款、衛生費は、既定額から2,840万3,000円を減額、5款、農林水産業費は、既定額から1,317万7,000円を減額、6款、商工費は、既定額から210万円を減額、7款、土木費は、既定額から3,772万8,000円を減額、8款、消防費は、既定額から670万6,000円を減額、9款、教育費は、既定額から1,038万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

10款、災害復旧費は、既定額から65万9,000円を減額、11款、公債費は、既定額から2,114万9,000円を減額。

歳出合計では、既定額から、今回、1億1,927万2,000円を減額し、58億8,261万2,000円と定めています。

次に、年度内に事業が完成しなかったため、平成23年度へ繰り越しをします「第2表 繰越明許費」です。

2款、総務費の住民生活に光をそそぐ交付金事業で、南紀の台の小規模多機能施設改修設計監理委託料及び工事請負費でございますが、1,190万円、3款、民生費の統合保育所建設事業で、統合保育所の設計業務委託料で1,300万円、9款、教育費の上富田中学校整備事業で、校舎耐震化改修管理委託料及び工事請負費で1億1,489万円。

3事業合計で、1億3,979万円となっております。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」です。

まず、廃止では、災害援護資金で、限度額350万円では該当がなかったことから、廃止としております。

変更では、半島振興道路整備事業につきまして、限度額に430万円を追加し、限度額を3,920万円に、地域住宅交付金事業につきましては、限度額を30万円減額し、1,570万円に、単独災害復旧事業につきましては、限度額を220万円減額し、860万円に、上富田中学校耐震化改修事業につきましては、限度額を20万円減額し、7,140万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、今回の補正は各事業費の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終予算でございます。このページから14ページまでの明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出の方から説明させていただきますので、31ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款、議会費では、各経費の精査によりまして、既定額より274万円を減額し、7,777万7,000円と定めてございます。主なものにつきましては、委託料で、定例会等議事録作成業務委託料55万7,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

2款、総務費の一般管理費では、1億1,623万9,000円の追加でございます。内訳は、人件費ほか各経費の精査及び積立金で財政調整基金積立金に1億2,302万1,000円を追加してございます。

財産管理費では、126万9,000円の追加で、共同作業場等改修事業等経費の精査及び、次のページをお願いいたします。積立金で、小集落改良住宅基金積立金1,039万6,000円を追加してございます。

交通安全対策費では、経費の精査により、111万1,000円の減額をしてございます。

企画費では、335万4,000円の減額。主なものとしまして、無線システム普及支援事業費等補助金325万2,000円を減額してございます。

口熊野町づくり事業費では、経費の精査により95万3,000円を減額、人権推進費では、4万6,000円を減額、男女共同参画社会推進費では、1万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

地籍調査費では、経費の精査により68万2,000円を減額、総合計画策定費では、経費の精査により211万円を減額してございます。

ふるさと雇用再生特別基金事業費では、就学前児童の育成支援業務委託料258万3,000円を減額してございます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費は、道路環境整備事業ほか10事業で、事業費の精査によりまして1,159万7,000円を減額してございます。

LED防犯灯導入推進事業費では、35万4,000円を減額、きめ細かな交付金事業では、庁舎等公共下水道接続工事ほか4事業で、事業費の精査によりまして88万9,000円を減額してございます。

38ページをお願いいたします。

住民生活に光をそそぐ交付金事業では、補正はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。なお、1,190万円につきましては、23年度へ繰り越すこととしてございます。

税務総務費につきましても、財源内訳の変更でございます。

賦課徴収費では、各経費の精査により361万2,000円を減額してございます。

戸籍住民基本台帳費では、精査により116万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

選挙管理委員会費では、18万2,000円を減額、町議会議員選挙費では、経費の精査により588万6,000円を減額、参議院議員通常選挙費では、24万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

県知事選挙費では19万4,000円を減額、農業委員会委員選挙費では、325万

9,000円を減額、市ノ瀬財産区議会議員選挙費につきましても、経費の精査によりまして212万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

県議会議員選挙費では、経費の精査によりまして13万2,000円の追加でござい
ます。

指定統計調査費では、補正額はございませんが、組み替え及び財源内訳の変更を行っ
てございます。

監査委員費では、11万2,000円の減額。

3款、民生費の社会福祉総務費では943万2,000円の減額で、次のページをお
願いいたします。繰出金で、特別会計介護保険繰出金895万8,000円を減額して
ございます。

老人福祉費では、経費の精査によりまして312万円を減額してございます。

障害福祉費では、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費等の精査によりまして、
81万8,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

社会・児童福祉医療費では、1,311万3,000円の追加で、主なものとしまし
て、繰出金で、国民健康保険への繰出金1,490万6,000円を追加し、後期高齢
者医療繰出金で59万5,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

大谷総合センター運営費では、232万7,000円の追加で、主なものとしまして、
負担金、補助及び交付金で、大谷地区運営補助金300万円を追加してございます。

児童福祉総務費では、566万円の減額で、主なものとしまして、扶助費で児童手当
446万5,000円を減額してございます。

保育所運営費では、経費の精査により、1,223万円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

児童措置費では、子ども手当4,733万3,000円を減額してございます。

災害救助費は、1,187万円の減額です。

4款、衛生費の保健衛生総務費では、508万4,000円の減額で、主なものとし
まして、次のページをお願いいたします。妊産婦検診委託料等の委託料で343万4,
000円を減額してございます。

予防費では、1,483万円の減額で、主なものとしまして、次のページをお願いい
たします。委託料で、予防接種委託料ほかで1,007万3,000円を減額してござ
います。

清掃総務費では、経費の精査により630万3,000円を減額してございます。

次の59ページをお願いいたします。

5款、農林水産業費の農業委員会費では30万2,000円を減額。

農業総務費では、542万円の減額で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。繰出金で、特別会計農業集落排水事業繰出金482万円を減額してございます。

農業振興費につきましては、経費の精査により216万円を減額。

畜産振興費では1万1,000円を減額。

小規模土地改良事業費では、290万円の減額で、主なものとしまして、工事請負費で、荒堀飛曾川池等改修工事請負費285万2,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

林業総務費では、238万4,000円の減額で、主なものとしまして、委託料で町民の森創造事業委託料151万6,000円を減額してございます。

6款、商工費の商工総務費では、精査により210万円を減額。

7款、土木費の土木総務費では、精査により38万1,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

道路橋梁総務費では、経費の精査によりまして57万6,000円を減額してございます。

道路橋梁維持費では7万6,000円を減額。

高速道路推進費では2,488万6,000円の減額でございます。工事請負費、移転補償費ほか事業費の精査によるものでございます。

社会資本整備総合交付金事業では、201万5,000円の減額で、主なものとしまして、工事請負費で、橋梁塗装工事請負費200万円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

河川総務費では、7,000円を追加。

都市計画費では、981万5,000円の減額で、繰出金で、特別会計公共下水道事業繰出金983万4,000円を減額してございます。

住宅管理費では、精査により21万円を追加。

公営住宅建設事業費では、19万6,000円を減額。

8款、消防費の常備消防費では、消防事務業務委託料等の精査により512万5,000円の減額となっております。

非常備消防費では、経費の精査によりまして、130万1,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

水防費では、28万円を減額。

9款、教育費の教育委員会費では、経費の精査により18万9,000円を減額。

事務局費につきましても、精査によりまして239万1,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

学校管理費では、143万円を減額。

教育振興費につきましても、精査により100万円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

学校管理費では、経費の精査によりまして134万8,000円を減額してございます。

教育振興費では80万円を減額です。

次のページをお願いいたします。

上富田中学校整備事業では、事業費の精査により199万円の追加でございます。なお、1億1,489万円は23年度へ繰り越すこととしてございます。

社会教育総務費では、35万2,000円を減額、生涯学習事業費では、34万4,000円の減額です。

次のページをお願いいたします。

公民館運営費では、87万5,000円を減額、人権教育推進費では、35万1,000円を減額、青少年対策費では、29万1,000円を減額、児童館運営費では、80万6,000円の減額です。

次のページをお願いいたします。

放課後児童対策費では、3万1,000円を減額、図書館運営費では、15万8,000円を減額、文化会館運営費では、9万8,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

保健体育総務費では、7万9,000円を減額、体育施設管理費では、203万1,000円を減額で、主なものとしまして、委託料で、次のページをお願いいたします。野球場、球技場、多目的広場芝生管理委託料210万円を減額しています。

10款、災害復旧費の単独災害復旧事業費では、66万4,000円を減額。

現年発生農地災害復旧事業費では、5,000円を追加。

11款、公債費の元金では、財源内訳の変更をしてございます。

利子では、2,114万9,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

84、85ページは、今回の補正に係る給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきますので、15ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

1款、町税の入湯税は、既定額から、今回、4万7,000円を減額し、155万3,000円と定めてございます。

2款、地方譲与税の地方揮発油譲与税では、218万8,000円を追加。

自動車重量譲与税では、159万4,000円を減額。

地方道路譲与税では、1,000円を追加。

3款、利子割交付金では、25万3,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

4款、配当割交付金では、79万5,000円を追加。

5款、株式譲渡所得割交付金では、9万1,000円を追加。

6款、地方消費税交付金では、514万8,000円を追加。

7款、ゴルフ場利用税交付金では、1,305万3,000円を減額。

8款、自動車取得税交付金では、318万1,000円を減額。

9款、地方特例交付金の子ども手当及び児童手当地方特例交付金では、226万9,000円を追加。

減収補てん特例交付金では、143万4,000円を減額。

10款、地方交付税では、6,239万9,000円の追加で、18億3,172万8,000円で、普通交付税15億8,732万3,000円、特別交付税2億4,440万5,000円と確定してございます。

11款、交通安全対策特別交付金では、22万3,000円を減額。

12款、分担金及び負担金の民生費負担金では、792万5,000円の減額で、保育所運営費負担金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

農林業費負担金では、4,000円を追加。

災害復旧費負担金では、198万7,000円を減額。

13款、使用料及び手数料の1項、使用料では、合計で326万円の追加で、主なものとしまして、住宅使用料200万円、スポーツセンター使用料108万円を追加してございます。

2項、手数料では、合計で、次のページをお願いいたします。合計で359万1,000円の減額で、主なものとしまして、清掃手数料で349万2,000円を減額して

ございます。

14款、国庫支出金の民生費国庫負担金では、子ども手当負担金ほかで3,342万3,000円を減額してございます。

2項、国庫補助金では、各事業の精査により、合計で、次のページをお願いいたします。135万8,000円を減額してございます。

3項、委託金では、合計で293万6,000円の追加で、主なものとしまして、高速道路用地取得事業委託金269万2,000円を追加してございます。

15款、県支出金の1項、県負担金では、合計で31万8,000円を減額していません。

2項、県補助金では、合計で、次の25ページをお願いいたします。事業費の精査により、4,484万5,000円の減額でございます。

15款、県支出金の総務費委託金で、479万円の減額で、主なものとしまして、県民税徴収取り扱い委託金470万4,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

16款、財産収入の利子及び配当金では、15万2,000円を追加。

不動産売払収入では、12万9,000円を減額。

17款、寄付金では、合計で41万7,000円を追加。

18款、繰入金のさわやか上富田文化と健康づくり基金繰入金では、3,150万円を減額し、ゼロとしています。

減債基金繰入金では、4,500万円を減額し、ゼロ。

財政調整基金繰入金につきましても、2,610万円を減額し、繰入金をゼロとしてございます。

合計で、1億201万3,000円を減額してございます。

2項の財産区繰入金につきましては、市ノ瀬財産区議会議員選挙費繰入金212万8,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

20款、諸収入では、延滞金、加算金を含めまして、合計で289万9,000円を追加してございます。

20款、諸収入では、平成21年度分富田川衛生施設組合負担金精算返還金1,350万8,000円ほかによりまして、合計で2,185万5,000円を追加してございます。

21款、町債では、次のページをお願いいたします。各事業の精査によりまして、合計で190万円を減額してございます。

以上が、3月31日付をもって専決した内訳でございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第3号についてご説明させていただきます。

報告第3号、平成22年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款、総務費では、住民生活に光をそそぐ交付金事業で、繰越額1,190万円、3款、民生費では、統合保育所建設事業で、繰越額1,300万円、9款、教育費では、上富田中学校整備事業で、繰越額1億1,489万円。

3事業合計で、繰越額1億3,979万円となっております。

財源内訳では、国・県支出金4,693万6,000円、町債8,100万円、一般財源1,185万4,000円でございます。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第2号の第2条によりご説明いたしました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして、財源内訳とともに報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。

私の方からは、報告第4号、第5号、第6号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

初めに、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第3号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第3号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

平成22年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,553万3,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,770万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の保険加入世帯は2,880世帯で、被保険者数は5,375名となっております。

予算総額で、対前年度比約1.01%の増でございます。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。補助金、それから交付金等の確定により精査してございます。

歳入からお願いします。

1款、国民健康保険税では、既定額から、今回、3,257万1,000円を減額、2款、使用料及び手数料では、既定額に、今回、9,000円を追加、3款、国庫支出金では、既定額に、今回、2,713万2,000円を追加、4款、療養給付費交付金では、既定額に、今回、1,062万9,000円を追加、6款、県支出金では、既定額に、今回、165万1,000円を追加、7款、共同事業交付金では、既定額に、今回、2,517万1,000円を追加、9款、繰入金では、既定額に、今回、1,490万6,000円を追加。

次のページをお願いします。3ページです。

11款、諸収入では、既定額から、今回、9,244万9,000円を減額。

歳入合計といたしまして、既定額から、今回、4,553万3,000円を減額し、18億7,770万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

1款、総務費では、既定額から、今回、663万7,000円を減額、2款、保険給付費では、既定額から、今回、2,216万円を減額、7款、共同事業拠出金では、既定額から、今回、1,387万9,000円を減額。

次のページをお願いします。

8款、保健事業費では、既定額に、今回、96万円を追加、10款、公債費では、既定額から、今回、150万円を減額してございます。11款、諸支出金では、既定額から、今回、131万6,000円を減額、12款、予備費では、既定額から、今回、100万円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額から、今回、4,553万3,000円を減額し、18億7,770万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

8ページをお願いします。

2、歳入からお願いします。

1款、国民健康保険税でございますが、1目、一般被保険者及び2目、退職被保険者等で3,257万1,000円の減額をしております。これにつきましては、当初予算、前年度比で約15%アップを見込んでおりましたが、精査の結果、最終8.7により、減額補正をしております。

次のページをお願いします。

2款、使用料及び手数料でございますが、1目、督促手数料で9,000円を追加しております。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金で、815万8,000円の増額をしております。

1目、療養給付費等負担金につきましては、国が負担する療養給付費等の34%で精査し、1,008万8,000円の増額となっております。

2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、国が負担する療養給付費等の25%で精査し、44万8,000円を減額しております。

また、3目の特定健康診査等負担金は、148万2,000円の減額をしております。国庫負担金3分の1、県費負担金3分の1となっております。

2項の国庫補助金では、1目、財政調整交付金で、1,923万3,000円の増額をしております。2節、特別調整交付金で、1,767万円の増額をしております。これにつきましては、一定の被保険者が多いことによる財政影響への特別な調整交付金ということでございます。

次のページをお願いします。10ページです。

4款、療養給付金交付金で、1,062万9,000円の増額をしております。退職医療分に係るものでございます。

6款、県支出金、1項、県負担金で、87万9,000円の増額をしております。

2目、特定健康診査等負担金、148万2,000円の減額、3目、県調整交付金、280万9,000円の追加をしております。これにつきましては、収納特別対策などの事業内容の見直しによるものでございます。

2 款、県補助金で、77万2,000円の追加をしております。

7 款の共同事業交付金では、2,517万1,000円を増額補正しております。

1 目、共同事業交付金では、2,364万2,000円を増額、これにつきましては、保険者の再保険事業として、高額な医療費の増加に伴う緩和措置によるものでございます。

次のページをお願いします。

9 款、繰入金金の一般会計繰入金で、1,490万6,000円の追加をしております。主なものとしまして、国民健康保険基盤安定繰入金で、それぞれ保険税軽減分で1,163万1,000円、保険者支援分で452万5,000円を増額しています。財政安定化支援事業繰入金で、1,978万9,000円の増額、これにつきましては、繰り入れ基準に伴う繰り入れすべき財源として精査されてございます。国保システム改修費繰入金金の2,200万円の減額につきましては、国、県の次年度による特別調整交付金で交付される見込みになっております。

次のページをお願いします。

11 款の諸収入、1 目、一般被保険者延滞金につきましては、主に整理回収機構で改修された延滞金で420万7,000円を追加しております。

2 項、町預金利子につきましては、それぞれ精査をしております。

3 項、雑入、5 目、雑入につきましては、9,712万8,000円を減額しております。これにつきましては、不確定要素の高い国庫支出金など、歳入が確保されたために、減額補正するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費で、617万6,000円の減額と、次のページをお願いします。14 ページです。

2 項、町税費につきましては、それぞれの所要の経費の見直し及び精査を行ってございます。

2 款、保険給付費の1 項、療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費で3,514万円の減額、退職被保険者等療養給付費で1,233万円の増額と、それぞれの経費の見直し精査を行ってございます。

次のページ、15 ページをお願いします。

2 款、保険給付費、2 項、高額療養費につきましては、一般被保険者で536万4,000円の追加、退職被保険者等で570万3,000円の追加、高額介護療養費につきましては、見直しを行って減額補正をしております。

次のページをお願いします。

2 款、保険給付費、3 項、移送費で 2 万円の減額、4 項、出産育児諸費で 6 2 1 万 4 , 0 0 0 円の減額、5 項、葬祭諸費で 3 3 万円の減額、それぞれ見直しを行ってございます。

3 款、後期高齢者支援金等では、財源の見直しを行ってございます。

次のページをお願いします。

5 款、老人保健拠出金、6 款の介護納付金では、それぞれ財源の見直しを行ってございます。

7 款の共同事業拠出金では、精査により 1 , 3 8 7 万 9 , 0 0 0 円の減額を行ってございます。

次のページをお願いします。1 8 ページです。

8 款の保健事業費では、1 項、特定健康診査等事業費及び 2 項の保健事業費につきましては、それぞれの所要の経費の見直しと精査を行ってございます。

次のページをお願いします。

9 款の基金積立金につきましては、見直しを行ってございます。なお、基金につきましては、本年度、2 2 年度末の基金残高は 4 , 9 2 7 円になると見込んでおります。

1 0 款、公債費、1 1 款、諸支出金、それから、次の 2 0 ページをお願いします。予備費につきましては、それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。

次に、2 1 ページをお願いします。

給与明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 5 号をお願いします。

報告第 5 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第 4 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）。

平成 2 3 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 4 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）。

平成 2 2 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,003万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の被保険者数は1,779人となっております。

予算総額は、対前年度比で約1.27%の増額となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。補助金等の確定により精査してございます。

歳入からお願いします。

1款、保険料では、既定額に、今回、187万9,000円を追加、2款、繰入金では、既定額から、今回、59万5,000円を減額、3款、諸収入では、既定額から、今回、83万円を減額。

歳入合計といたしまして、既定額に、今回、45万4,000円を追加し、2億2,003万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。歳出につきましては、広域連合納付金等がそれぞれ確定し、精査しております。

1款、総務費では、既定額から、今回、81万7,000円を減額、2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額に、今回、228万6,000円を追加、3款、公債費では、既定額から、今回、18万8,000円を減額、4款、保健事業費では、既定額から、今回、82万7,000円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額に、今回、45万4,000円を追加して、2億2,003万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次の、6ページをお願いします。

6ページ、2、歳入でございます。

1款の保険料につきましては、187万9,000円を追加しております。

2款の繰入金につきましては、一般会計繰入金で59万5,000円を減額しております。

3款の諸収入につきましては、それぞれ精査しております。

8 ページをお願いします。

8 ページ、歳出でございます。

1 款の総務費の 1 項、総務管理費、2 項、徴収費につきましては、それぞれの所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、負担金等の確定により精査し、計上しております。228 万 6,000 円の追加補正でございます。

次のページをお願いします。

3 款、公債費につきましては、一時借入金はございませんので、全額減額としております。

4 款の保健事業費につきましては、人間ドック補助金等 82 万 7,000 円を減額補正しています。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、報告第 6 号をお願いします。

報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 5 号、平成 22 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

平成 23 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 5 号、平成 22 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

平成 22 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3,337 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,970 万 1,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 31 日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます 3 月末の第 1 号の被保険者数は 3,211 名で、認定者数は 595 名、受給者数は 521 名となっています。

予算総額は、対前年度比で約 1.38% の増額となっております。

次のページをお願いします。2ページです。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。補助金と、それから交付金の確定により、精査してございます。

歳入につきましては、1款、保険料で、既定額から、今回、48万6,000円を減額、3款、国庫支出金では、既定額から、今回、930万3,000円を減額、4款、支払基金交付金では、既定額から、今回、1,266万6,000円を減額、5款、県支出金では、既定額から、今回、481万9,000円を減額、6款、財産収入では、既定額から、今回、8,000円を減額、7款、繰入金では、既定額から、今回、692万5,000円を減額し、次のページをお願いします。9款、諸収入では、既定額に、今回、83万6,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から、今回、3,337万2,000円を減額して、10億6,970万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出です。それぞれ精査の数字を計上してございます。

1款、総務費では、既定額に、今回、1,529万4,000円を追加、2款、保険給付費で、既定額から、今回、4,508万5,000円を減額、3款、公債費では、既定額から、今回、150万円を減額してございます。4款、地域支援事業費では、既定額から、今回、210万1,000円を減額。

次のページをお願いします。

歳出合計といたしまして、既定額から、今回、3,337万2,000円を減額し、10億6,970万1,000円と定めております。

次のページをお願いします。

なお、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しをお願いします。

次の8ページをお願いします。

8ページでございます。2、歳入でございます。

1款、保険料の第1号被保険者保険料で、48万6,000円を減額しております。

3款、国庫支出金の1項、国庫負担金で、629万3,000円の減額、2項、国庫補助金では、301万円の減額をしております。

次のページをお願いします。

4款、支払基金交付金で、1,266万6,000円の減額。

5款、県支出金、1項、県負担金では、465万5,000円の減額、2項、県補助金では、16万4,000円の減額をしております。

次のページをお願いします。

10ページ、7款、繰入金の1項、一般会計繰入金では、895万8,000円の減額、2項、基金繰入金では、203万3,000円を追加しております。

9款、諸収入、1項の町預金利子、それから、次のページの11ページをお願いします。2項の雑入につきましては、それぞれ精査の上、計上しております。

次のページをお願いします。12ページです。

3、歳出でございます。

1款、総務費の1項、総務管理費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査を計上しております。なお、介護給付費準備基金の3月末の積立額は3,147万2,067円を見込んでおります。

次のページをお願いします。

2項、徴収費、3項、介護認定調査費につきましては、それぞれの所要の経費の見直し及び精査をして計上しております。

2款、保険給付費の1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。それぞれの所要の経費の見直しと財源の見直しを行ってございます。

次のページをお願いします。14ページです。

介護サービス等諸費としまして、3,692万6,000円の減額をしております。

2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定者に係る分でございます。経費の見直しと財源の見直しを行い、次のページをお願いします。15ページ、介護予防サービス等諸費として、29万2,000円を追加しております。

3項、その他諸費、4項、高額介護サービス等費も、それぞれ精査し、計上しております。

次のページをお願いします。16ページです。

5項、高額医療合算介護サービス等費で、105万6,000円の減額、6項、特定入所者介護サービス等費で、275万1,000円の減額をしております。

3款の公債費につきましては、一時借入金はございませんので、150万円全額減額としております。

次のページをお願いします。

4款の地域支援事業費、1項、介護予防事業費では、職員給与等、所要の経費等の精査により、199万8,000円を減額しております。

2項の包括的支援事業・任意事業費につきましても、次の18、19をお願いします。それぞれ経費の見直しを行って、財源の見直しも行ってございます。

19ページの包括的支援事業・任意事業で10万3,000円を減額しております。

5 款の諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金では、20 年度精算後の返還として 2 万円を追加しております。

次のページ、20 ページをお願いします。

20 ページ、21 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（奥田 誠）

10 時 50 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 50 分

議長（奥田 誠）

再開します。

皆さんをお願いします。お昼時間を少し経過することになると思われませんが、そのまま提案理由の説明を続けますので、よろしくお願いをいたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

私の方からは、報告第 7 号について説明させていただきます。

報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 6 号、平成 22 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）。

平成 23 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 6 号、平成 22 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）。

平成 22 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8,000 万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,601万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、収益事業収入並びに雑入として8,000万円を減額しております。

歳入合計としては、既定額から8,000万円を減額し、6億9,601万6,000円と定めております。

歳出。

1款、宅地造成管理費として、7,350万円を減額しております。

公債費としては、650万円を減額しております。

歳出合計としては、既定額から8,000万円を減額し、6億9,601万6,000円と定めております。

減額の主な理由としましては、大谷残土処分場の減額に伴う工事請負費の減額でございます。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

2、歳入につきましては、1款、諸収入として、宅地造成事業収入5,576万3,000円を減額しております。

雑入としては、2,423万7,000円を減額しております。

諸収入計につきましては、既定額から8,000万円を減額して、6億9,601万6,000円としております。

5ページをお願いします。

3、歳出につきましては、1款として宅地造成費、1目、宅地造成事業費として、1,530万円を減額しております。2目、大内谷残土処理場事業費として、5,820万円を減額しております。

計といたしまして、既定額から7,350万円を減額して、2億1,685万8,000円としております。

6ページをお願いします。

2款、公債費として、利子として650万円を減額しております。

以上、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私の方から報告第8号、第9号についてご説明申し上げます。

まず最初に、報告第8号でございます。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号 平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをお願いします。

専決第7号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）

平成22年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ33万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ849万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

第1款、諸収入、第1項、貸付金元利収入、既定額から32万9,000円を減額し、849万3,000円と定めております。

2項、町預金利子につきましては、1,000円を減額しております。

歳入合計といたしまして、既定額から33万を減額し、849万3,000円と定めております。

歳出。

1 款、公債費、1 項、公債費、既定額から 3 3 万円を減額し、3 1 4 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から 3 3 万円を減額し、8 4 9 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページの事項別明細書につきましては、お目通しを願います。

4 ページの方をお願いします。

2、歳入。

1 款、諸収入、1 目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額から 3 2 万 9 , 0 0 0 円を減額し、8 4 9 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

1 款、諸収入の町預金利子につきましては、1 , 0 0 0 円を減額しております。

3、歳出。

1 款、公債費、1 目、元金、既定額から 1 9 万 9 , 0 0 0 円を減額し、2 4 9 万 2 , 0 0 0 円と定めております。

2 目、利子、既定額から 1 3 万 1 , 0 0 0 円を減額し、6 5 万 2 , 0 0 0 円と定めております。

合計といたしまして、既定額から 3 3 万円を減額し、3 1 4 万 4 , 0 0 0 円と定めてございます。

続きまして、報告第 9 号についてご説明を申し上げます。

報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 8 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 3 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次の 1 ページの方をごらん願います。

専決第 8 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 2 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8 7 万 3 , 0 0 0 円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,070万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額から87万2,000円を減額し、6,057万3,000円と定めております。

2項、町預金利子については、1,000円減額しております。

歳入合計といたしまして、既定額から87万3,000円を減額し、6,070万3,000円と定めております。

歳出。

1款、公債費、1項、公債費、既定額から87万3,000円を減額し、1,686万2,000円と定めております。

歳出合計といたしまして、既定額から87万3,000円を減額し、6,070万3,000円と定めております。

3ページでございますが、事項別明細書につきましてはお目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

2、歳入。

2款、諸収入、1目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額から87万2,000円を減額し、6,057万3,000円と定めております。

2款、諸収入の町預金利子につきましては、1,000円を減額しております。

3、歳出。

1款、公債費、1目、元金、既定額から6万2,000円を減額し、1,376万3,000円と定めております。

2目、利子、既定額から81万1,000円を減額し、309万9,000円と定めています。

合計といたしまして、既定額から87万3,000円を減額し、1,686万2,000円と定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

報告第10号についてご説明申し上げます。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め
記。

専決第9号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）

平成22年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第2号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ845万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入では、1款、財産収入で、既定額に、今回、2万8,000円を追加、3款、諸
収入で、既定額から、今回、54万8,000円を減額、4款、繰入金で、既定額に、
今回、51万1,000円を追加。

歳入合計では、既定額から、今回、9,000円を減額し、845万円と定めており
ます。

歳出では、1款、総務費で、既定額から、今回、9,000円を減額。

歳出合計では、既定額から、今回、9,000円を減額して、845万円と定めてお
ります。

次のページをお願いいたします。

4ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目
通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款、財産収入、1 目、利子及び配当金で、2 万 8 , 0 0 0 円を追加。

3 款、諸収入、1 目、延滞金で、1 , 0 0 0 円を減額、1 目、町預金利子で、1 , 0 0 0 円を減額。

1 目、奨学事業貸付金元利収入で、5 4 万 6 , 0 0 0 円を減額。

4 款、繰入金、1 目、奨学基金繰入金で、5 1 万 1 , 0 0 0 円増額しております。

歳出では、1 款、総務費、1 目、一般管理費で、9 , 0 0 0 円を減額しております。

なお、この会計によります対象者は、貸し付けが 3 6 名、償還が 2 2 名となっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

上下水道課長（植本敏雄）

私の方からは、報告第 1 1 号、1 2 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 1 0 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）、平成 2 3 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第 1 0 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）、平成 2 2 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 4 3 万 3 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8 , 3 4 7 万 9 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。これにつきましては、今回、事業費の確定によりまして、一般会計からの繰入金 4 8 2 万円の減額を始めとする歳入予算でございます。

歳入合計、既定額から、443万3,000円を減額し、1億8,347万9,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましても、事業費の精査により、減額をしてございます。

歳出合計、既定額から、今回、443万3,000円を減額し、1億8,347万9,000円と定めてございます。

4ページ、5ページの事項別明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料、農業集落排水使用料でございます。今回、既定額から72万6,000円を減額しまして、4,321万9,000円と定めてございます。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から482万円を減額し、1億3,683万3,000円。

諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円。

雑入、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円と定めてございます。

負担金及び分担金、農業集落排水事業負担金でございます。今回、新規加入3基分の追加に伴う増額でございまして、既定額に111万5,000円を追加し、342万7,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

農業集落排水事業の総務費でございます。これにつきましても精査してございます。今回、既定額から15万2,000円を減額し、341万1,000円と定めてございます。

施設維持管理費、既定額から415万6,000円を減額し、4,671万9,000円と定めてございます。これにつきましては、各地区の施設維持管理費の精査による減額となっております。

8ページをお願いいたします。

公債費でございます。利子、既定額から12万5,000円を減額し、3,589万4,000円と定めてございます。これにつきましては、一時借入金利子の減額となっております。

9ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。続きまして、第12号につきましてもご説明申し上げます。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第11号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)、平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第11号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)。

平成22年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,368万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,928万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

1ページ、お願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。歳入につきましては、事業費の確定により精査してございます。

歳入合計、既定額から2,368万3,000円を減額し、3億5,928万9,000円と定めてございます。

3ページをお願いします。

歳出につきましても、精査をしてございます。

歳出合計、既定額から2,368万3,000円を減額いたしまして、3億5,928万9,000円と定めてございます。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」。

これにつきましては、地方債の変更でございまして、事業費の確定によりまして、限度額9,260万円から1,620万円を減額いたしまして、7,640万円と定めてございます。

5 ページ、6 ページの事項別明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願
いたします。

7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

負担金及び分担金、公共下水道受益者負担金、既定額に 6 5 6 万 3 , 0 0 0 円を追加
し、2 , 7 6 6 万 3 , 0 0 0 円と定めてございます。

使用料及び手数料、公共下水道使用料、今回、既定額から 8 3 万 8 , 0 0 0 円を減額
し、2 , 4 9 2 万 7 , 0 0 0 円。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から 9 8 3 万 4 , 0 0 0 円を減額し、1 億 5 , 9 5
6 万 1 , 0 0 0 円。

下水道事業基金繰入金、既定額から 3 5 8 万 9 , 0 0 0 円を減額しまして、6 , 5 9
7 万 9 , 0 0 0 円と定めてございます。

諸収入、町預金利子、既定額から 1 , 0 0 0 円を減額し、ゼロ円。

雑入、既定額に 5 , 0 0 0 円を追加しまして、6 , 0 0 0 円と定めてございます。こ
れにつきましては、消費税の還付金となっております。

町債、公共下水道事業債、既定額から 1 , 6 2 0 万円を減額しまして、7 , 6 4 0 万
円。

財産収入、利子及び配当金、既定額に 2 1 万 1 , 0 0 0 円を追加しまして、2 1 万 2 ,
0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

公共下水道事業費、既定額から 1 , 1 6 8 万 1 , 0 0 0 円を減額し、2 億 4 , 8 1 8
万 2 , 0 0 0 円と定めてございます。主なものとしましては、事業費の精査によります
下水道管布設工事請負費の 1 , 8 2 7 万 8 , 0 0 0 円の減額であります。

また、今回、精査しまして、積立金としまして 9 2 6 万 5 , 0 0 0 円を追加してござ
います。

これによりまして、平成 2 2 年度末の基金総額は、1 億 6 , 8 5 8 万 3 , 1 0 5 円と
なる見込みでございます。

1 0 ページをお願いいたします。

施設維持管理費、既定額から 9 1 7 万 6 , 0 0 0 円を減額いたしまして、1 , 9 8 3
万 7 , 0 0 0 円と定めてございます。施設維持管理費につきましても、精査し、減額し
てございます。

公債費、利子、既定額から 2 8 2 万 6 , 0 0 0 円を減額しまして、3 , 7 3 5 万 3 ,

000円と定めてございます。償還金利子と一時借入金利子となっております。

12ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

私の方からは、報告第13号についてご説明させていただきます。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第12号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第11号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成23年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億928万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に4億5,000万円を追加し、一時借入金の最高額を5億円とする。

平成23年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、収益事業収入と雑入として、4億8,258万7,000円を追加しております。

歳入合計といたしましては、既定額に4億8,258万7,000円を追加して、6

億 9 2 8 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

歳出。

2 款、公債費として、既定額に 5 0 0 万円を追加しております。

3 款、前年度繰上充用金として、4 億 7 , 7 5 8 万 7 , 0 0 0 円を追加しております。

歳出合計といたしましては、既定額に 4 億 8 , 2 5 8 万 7 , 0 0 0 円を追加して、6 億 9 2 8 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

4 ページをお願いします。

2、歳入につきましては、1 款、諸収入として、宅地造成事業収入、既定額に 4 億 8 , 2 5 8 万 7 , 0 0 0 円を追加しております。

計といたしましては、既定額に 4 億 8 , 2 5 8 万 7 , 0 0 0 円を追加して、6 億 9 2 8 万 7 , 0 0 0 円としております。

3、歳出につきましては、2 款として公債費、利子として、既定額に 5 0 0 万円を追加しております。計といたしましては、6 5 0 万円と定めています。

3 款として、前年度繰上充用金は、既定額に 4 億 7 , 7 5 8 万 7 , 0 0 0 円を追加しております。参考といたしましては、平成 2 2 年度は 4 億 7 , 9 1 5 万 7 , 0 0 0 円でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

それでは、私の方から報告第 1 4 号、第 1 5 号についてご説明申し上げます。

まず、報告第 1 4 号でございます。

報告第 1 4 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第 1 3 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次の 1 ページをお願いします。

専決第 1 3 号、平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1

号)。

平成23年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ573万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ875万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

平成23年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページ目をお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額に573万6,000円を追加し、874万9,000円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に573万6,000円を追加し、875万円と定めております。

歳出。

1款、公債費、既定額に5万円を追加し、306万4,000円と定めております。

2款、前年度繰上充用金、1項、前年度繰上充用金、今回、新たに568万6,000円を計上いたしております。

歳出合計といたしまして、既定額に573万6,000円を追加し、875万円と定めております。

3ページ目の事項別明細書につきましては、お目通しの方をお願いいたします。

4ページをお願いします。

2、歳入。

1款、諸収入、1目、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に573万6,000円を追加し、874万9,000円と定めております。

3、歳出。

1款、公債費、2目、利子、既定額に5万円を追加し、60万1,000円と定めております。

合計といたしまして、既定額に5万円を追加し、306万4,000円と定めております。

2款、前年度繰上充用金につきましては、今回、新たに568万6,000円を計上いたしております。

続きまして、報告第15号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第14号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次の1ページをお願いします。

専決第14号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)。

平成23年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,379万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,941万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

平成23年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入、既定額に4,379万9,000円を追加して、5,928万3,000円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に4,379万9,000円を追加し、5,941万4,000円と定めております。

歳出。

1 款、公債費、既定額に 5 0 万を追加し、1,611 万 5,000 円と定めており
ます。

2 款、前年度繰上充用金、今回、新たに 4,329 万 9,000 円を計上いたして
おります。

歳出合計といたしまして、既定額に 4,379 万 9,000 円を追加し、5,941
万 4,000 円と定めております。

3 ページの事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

4 ページをお願いします。

歳入。

2 款、諸収入、1 目、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に 4,379 万 9,00
0 円を追加し、5,928 万 3,000 円と定めております。

3、歳出。

1 款、公債費、2 目、利子、既定額に 5 0 万を追加し、308 万と定めております。

合計といたしまして、既定額に 5 0 万を追加し、1,611 万 5,000 円と定めて
おります。

2 款、前年度繰上充用金につきましては、今回、新たに 4,329 万 9,000 円を
計上いたしております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課長、山本君。

総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私から議案第 37 号についてご説明申し上げます。

議案第 37 号、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町課設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 23 年 6 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町課設置に関する条例の一部改正。

第 1 条、上富田町課設置に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、今回の改正につきましては、参考資料の新旧対照表で改正内容についてご説明
申し上げます。

3ページをお開きください。

第2条中、総務政策課の分掌事務に、第25号「営繕に関すること。」を追加します。産業建設課の分掌事務の第8号の「営繕に関すること。」を削除するものであります。

次のページの4ページには、平成23年の第1回3月議会定例会で可決していただきました、上富田町特別会計条例の一部改正に基づきまして、産業建設課の分掌事務である第13号「砂利採取砕石事業に関すること。」並びに上下水道課の分掌事務であります第4号「丹田台共同汚水処理施設に関すること。」各号を削除するものであります。

なお、次のページの附則では、この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第2条中、産業建設課の第13号及び上下水道課の第4号の改正規定につきましては、施行の日から起算して1年を超えない範囲において、規則の定める費から適用すると規定しております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第38号及び39号についてご説明申し上げます。

議案第38号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）

上富田町税条例の一部改正。

第1条、上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

本条の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部改正をされたことに伴い、改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

附則、第22条で、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度の住民税での適用が可能となる特例を定めています。

2ページをお願いします。

第23条は、住宅ローン控除の適用住宅が震災で流出、損壊しても、住民税の残存期間の継続適用となる特例を定めています。

第24条は、大震災による災害により損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、

被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす特例を定めています。

なお、条例附則では、23条の改定規定は平成24年1月1日からと定めています。

5ページから新旧対照表を添付しています。お目通しをお願いします。

以上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第39号について説明させていただきます。

議案第39号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第1条、上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

本条の一部改正につきましては、国民健康保険税率の改正であります。

平成23年度当初予算作成時には、平成22年度で約1億3,000万円の赤字見込みで、国保税を約10%アップ、なお、歳入不足金額8,772万円で予算承認をいただきましたが、補助金等の増加及び医療費の減少により、単年度決算で約2,200万円の黒字となりましたが、依然として苦しい運営となっています。

被保険者の負担の軽減を図るために、今回、医療費分で5%、後期高齢者支援金分で9.5%、介護分で0.6%、平均5.5%の値上げで、国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、本年度は、県健康づくり推進課の提案を受けまして、去る5月11日開催の運営協議会へ応能応益賦課割合50対50を、40対60に変更することを諮り、同意を得ました。

それでは、添付しております参考資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをお願いします。

第4条につきましては、医療費分の資産割の税率で、現行の100分の40を100分の30に改正するものであります。

第5条につきましては、医療費分の均等割で、現行の1人当たり2万7,500円を2万1,000円に改正するものであります。

第5条の2、第1号につきましては、医療費分の平等割で、現行の1世帯当たり2万3,000円を5万8,000円に改正するものであります。

4ページをお願いします。

第2号につきましては、医療費分の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり1万1,

5000円を2万9,000円に改正するものであります。

第7条につきましては、後期高齢者支援金分の資産割で、現行の100分の11を100分の9に改正するものであります。

第7条の2につきましては、後期高齢者支援金分の均等割で、現行の1人当たり7,200円を6,000円に改正するものであります。

第7条の3、第1号につきましては、後期高齢者支援金分の平等割で、現行の1世帯当たり6,000円を1万6,000円に改正するものであります。

第2号につきましては、後期高齢者支援金分の特定世帯の平等割で、現行の1世帯当たり3,000円を8,000円に改正するものであります。

5ページをお願いします。

第8条につきましては、介護分の所得割の税率で、現行の100分の1.8を100分の1.4に改正するものであります。

第9条につきましては、介護分の資産割の税率で、現行の100分の7.8を100分の7.5に改正するものであります。

第9条の2につきましては、介護分の均等割で、現行の1人当たり8,500円を6,100円に改正するものであります。

第9条の3につきましては、介護分の平等割で、現行の1世帯当たり5,000円を1万2,000円に改正するものであります。

6ページをお願いします。

第23条の第1号のイにつきましては、医療費分の均等割7割軽減額を、現行の1万9,250円を1万4,700円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり1万6,100円を4万600円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり8,050円を2万300円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割7割軽減額を、現行の5,040円を4,200円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり4,200円を1万1,200円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり2,100円を5,600円に、ホにつきましては、介護分の均等割7割軽減額を、現行の5,950円を4,270円に、へにつきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり3,500円を8,400円に改正するものであります。

7ページをお願いします。

第23条の第2号のイにつきましては、医療費分の均等割5割軽減額を、現行の1万3,750円を1万500円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり1万1,500円を2万9,000円に、(2)の特定世帯の軽減

額を、現行の1世帯当たり5,750円を1万4,500円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割5割軽減額を、現行の3,600円を3,000円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり3,000円を8,000円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり1,500円を4,000円に、ホにつきましては、介護分の均等割5割軽減額を、現行の4,250円を3,050円に。

8ページをお願いします。

へにつきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり2,500円を6,000円に改正するものであります。

第23条の第3号のイにつきましては、医療費分の均等割2割軽減額を、現行の5,500円を4,200円に、口の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行1世帯当たり4,600円を1万1,600円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり2,300円を5,800円に、八につきましては、後期高齢者支援金分の均等割2割軽減額を、現行の1,440円を1,200円に、二の(1)につきましては、世帯平等割の軽減額を、現行の1世帯当たり1,200円を3,200円に、(2)の特定世帯の軽減額を、現行の1世帯当たり600円を1,600円に、ホにつきましては、介護分の均等割2割軽減額を、現行の1,700円を1,220円に。

9ページをお願いします。

へにつきましては、世帯平等割の軽減額を、現行1世帯当たり1,000円を2,400円に改正するものであります。

なお、条例附則につきましては、施行日及び経過措置について定めています。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長(奥田 誠)

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長(藪内博文)

よろしくをお願いします。

私の方からは、議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、上富田町小規模多機能施設の設置及び管理に関する条例。

上富田町小規模多機能施設の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

本条例の設置につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金事業の活用により、地域の住民がいろいろな悩みや苦しさを気軽に相談できる場として活用し、地域における弱者対策の充実を図る施設として設置するものでございます。

次のページをお願いします。

上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、だれもが気軽に集い交流ができる地域のコミュニティづくりを実現するため、地方自治法第244条第1項及び第244条の2第1項の規定に基づき、上富田町小規模多機能施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

名称及び位置。

第2条、小規模多機能施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、南紀の台小規模多機能施設。

位置、上富田町南紀の台37番19号。

管理者。

第3条、小規模多機能施設の管理は、町長が行う。ただし、必要に応じて管理人を置くことができる。

委任。

第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願いします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

よろしくお願いします。

議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正する規約（案）でございます。

この改正の主な内容は、当該組合の議員の定数並びに管理者等の任期を改正することによる規約の一部改正でございます。

なお、当該組合の議員並びに管理者、副管理者は、当該組合を構成しております市と町の首長から選ばれることになっております。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんいただいた方がわかりやすいかと存じますので、次のページをお願いいたします。

第5条は、議員定数を5名から6名に改正するものでございます。この改正に伴いまして、組合を構成する8つの市と町の首長さんすべてが、当該組合の議員、または管理者か副管理者につくこととなります。

第6条は、議員の任期について、2年とされているものから、組合を構成する市と町の首長さんの任期に改正を行うものでございます。

第7条は、組合の管理者及び副管理者の任期につきまして、議員と同様の改正を行うものでございますとともに、管理者及び副管理者の職務を明確にするために改正を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

議案第42号をご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

議案第42号、平成23年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

平成23年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,783万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,383万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、15款、県支出金で、既定額に、今回、121万6,000円を追加し、3億9,526万2,000円と定めています。

18款、繰入金で、既定額に3,203万2,000円を追加、20款、諸収入で、既定額に458万9,000円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、3,783万7,000円を追加し、57億6,383万7,000円と定めています。

次に、歳出では、2款、総務費で、既定額に、今回、3,007万7,000円を追加し、7億718万3,000円と定めています。

5款、農林水産業費で、既定額に187万6,000円を追加、7款、土木費で、既定額に338万4,000円を追加、9款、教育費で、既定額に250万円を追加。

歳出合計では、既定額に、今回、3,783万7,000円を追加し、57億6,383万7,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」です。

追加で、雇用促進住宅買取事業で、平成23年度から平成32年度までの10年間の期間で、限度額を1億100万円と定めてございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、このページから7ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出から説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款、総務費では、一般管理費で590万円の追加で、東日本大震災の被災地支援に要する経費として、旅費、需用費及び被災地の子供たちを招待する主体となる青少年育成町民会議に補助金として280万円の、合計560万円及び庁舎の一部をLED照明への取り替え費用30万円を措置してございます。

財産管理費では、550万円の追加で、庁舎、下鮎川児童館の耐震診断判定に要する経費を措置してございます。

企画費で、1,867万7,000円の追加で、雇用促進住宅買い取りに係る本年度分の費用を措置してございます。なお、さきの債務負担行為で、10年間の分割での買い取りとなりますが、住宅は10月に移管予定であり、移管後の住宅使用料、維持管理費等につきましては、管理条例とあわせまして次回に上程させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

5款、農林水産業費では、農業総務費で96万1,000円の追加で、県の農作物鳥獣被害防止総合対策事業で、狩猟免許取得支援補助金10名分12万6,000円及び

県との委託契約によるニホンジカ管理捕獲補助金 60 頭分 81 万円を措置してごさいます。

次のページをお願いいたします。

林業総務費で、91万5,000円の追加で、全国植樹祭事業として、職員手当、賃金、需用費を追加し、森林計画について、県が整備している森林データを市町村と共有するために必要なシステム整備を行う費用、森林GIS購入費、GISといいますのはソフトの名称でございまして、56万5,000円を措置してございまして。

7款、土木費の土木総務費では、129万5,000円の追加で、彦五郎公園のトイレ修繕料34万5,000円及び2町内会館の修繕に要する補助金95万円を措置してございまして。

高速道路推進費では、208万9,000円の追加で、高速道路用地に無縁墳墓があり、改葬に要する委託料208万9,000円を措置してございまして。

9款、教育費の社会教育総務費では、250万円の追加で、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が認められましたので、イベント用具等の整備に係るコミュニティ助成事業補助金250万円を措置してございまして。

次に、歳入を説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございまして。

15款、県支出金では、農林業費県補助金で、農産物鳥獣害防止総合対策事業費補助金10万円、ニホンジカ管理捕獲業務費補助金83万4,000円、市町村森林情報緊急整備事業補助金28万2,000円を措置してございまして。

18款、繰入金では、財政調整基金繰入金で、3,203万2,000円を追加してございまして。

20款、諸収入では、雑入で、コミュニティ助成事業助成金250万円、近畿自動車道紀勢線建設に伴う物件移転補償費208万9,000円を措置してございまして。

以上が、今回の補正内容でございまして。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

産業建設課企画員（三栖啓功）

私の方からは、議案第43号についてご説明させていただきます。

議案第43号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

平成23年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,928万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、諸収入、収益事業収入及び雑入として、6,000万円を追加しております。

歳入合計といたしましては、既定額に6,000万円を追加して、6億6,928万7,000円と定めております。

歳出。

1款、宅地造成費として、既定額に6,000万円を追加しております。

歳出合計といたしましては、既定額に6,000万円を追加して、6億6,928万7,000円と定めております。

3ページをお願いします。

3ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

2、歳入につきましては、1款、諸収入、雑入として、既定額に6,000万円を追加しております。計といたしましては、既定額に6,000万円を追加して、6億6,928万7,000円としております。

3、歳出につきましては、1款として、宅地造成費、残土処理場事業費として、既定額に6,000万円を追加しております。計といたしまして、既定額に6,000万円を追加して、1億8,520万円としております。高速道路工事における町残土処分場整備に係る工事費の請負費でございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

教育委員会総務課長、笠松君。

教育委員会総務課長（笠松眞年）

よろしくお願いいたします。

議案第44号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産

の所得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成22年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校校舎耐震化改修工事。

2. 契約の方法 指名競争入札による契約。

3. 契約金額 9,145万9,200円。

4. 契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2502-6、株式会社堀組、代表取締役堀 孝任。

平成23年6月9日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成22年度から繰り越して実施する上富田中学校の校舎の耐震化改修工事でございます。工事概要につきましては、校舎3棟のうち、耐震に問題がある1棟の一部に、外づけで鉄骨ブレースによる補強工事を行うとともに、校舎3棟につきましても老朽化しており、防水及び内外装等の改修工事をあわせて実施するものでございます。

5月13日に、指名競争入札により入札を行っております。

指名業者につきましては、株式会社イワコー、株式会社後工務店、清水工務店、西峰工務店上富田営業所、株式会社堀組の5業者で、株式会社堀組が9,145万9,200円で落札しております。

完成につきましては、来年、平成24年1月末の予定でございます。

また、別紙参考資料のとおり、5月16日付で仮契約を締結しておりますが、契約条文中で、議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてございます。

ご承認のほど何とぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月15日午前9時30分となっていますので、ご参集をお願いします。

本日は皆さんどうもご苦労さんでございました。

延会 午前11時54分